

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

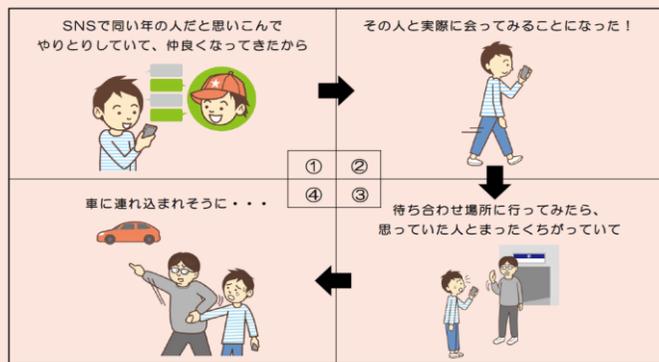


みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信じられていい人なのかな？



性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていませんか？

- 相手を独占したり、束縛したりすることが愛情表現
- 愛があれば暴力は許される
- 男は強引なほうがいい、女は裏切りに耐えろ

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に

相手を大切に

暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られてきたら、そのまましないで信頼できる人に相談しましょう



生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP
はこちら→



幼児期

小学校（低・中学年）

小学校（高学年）

中学校

高校



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官

森本 晋也



＜動画の構成＞

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

- 「生徒指導提要」とは、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等**について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書**として作成したものの。
- 平成22年に初めて作成**して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、**生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂を行い、令和4年12月に公表。**

「生命（いのち）の安全教育」の関連箇所

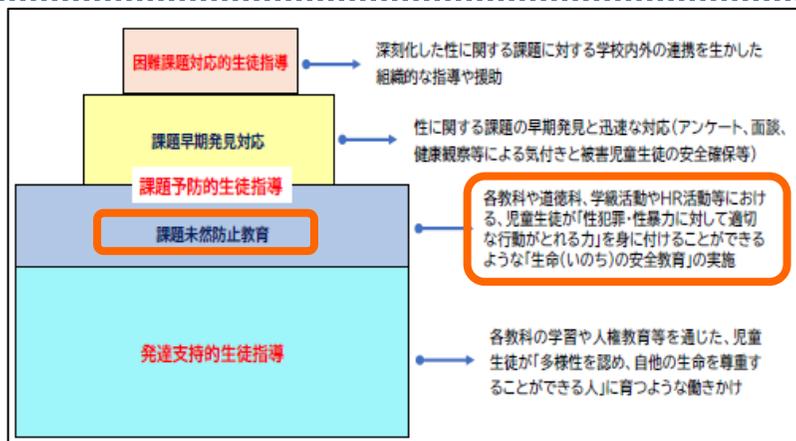
「第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導－第12章 性に関する課題」（P255～P261）

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

<ポイント>

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から整理

○該当箇所抜粋



<図19 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造>

……。発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うこととなります。

12.3.1 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開

<ポイント>

- 「生命（いのち）の安全教育」を推進する基盤として、安全で安心な学校環境をつくることも不可欠とし、「生命（いのち）の安全教育」の目標及び各発達段階に応じたねらいを示す。
- 児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に「生命（いのち）の安全教育」を実施するための留意事項を示すとともに、未然防止教育における具体的な取組を示す。

○該当箇所抜粋

表3 「生命（いのち）の安全教育」の各段階におけるねらい

段階	ねらい
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。
小学校（低・中学年）	自分と相手の体を大切にできる態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
小学校（高学年）	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校	性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になります。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけます。具体的には、次のような取組を行います。

- 幼児期や小学校低学年の早い時期から、他の人の水着で隠れる部分を見たり触ったりすること、口や体に触れることは、相手に不快な思いをさせることであることを、発達を踏まえ、分かりやすく指導する。
- 小学校高学年や中学校の段階では、裸の写真を撮らせる・送らせることは、性的加害であり犯罪を含む危険があることを理解させる。
- 中学校や高校の段階では、「デートDV」等を例に挙げ、親密な間柄でも相手が嫌ということはない、という認識の醸成に向けた指導を行う。

「生命（いのち）の安全教育」の取組事例 ～学校～

※令和4年度の取組事例

事例① 東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎

クラス活動など

【取組概要】

- ◆対象：4～5歳児
- ◆内容（指導者：養護教諭）
 - ・自他の尊重／性暴力（自分だけの大切なところ（プライベートゾーン）についての理解、自分の身を守る方法 等）



◆工夫点

- ・「[家庭とともに行う生命（いのち）の安全教育](#)」を**目指して保護者説明会（※）を実施。**

（※）養護教諭から園の指導内容について説明、講師（東京学芸大学大学院教授）による講話

◆成果

- ・説明会及び園児への指導後は、園の指導で足りない部分を家庭で補足してもらったり、園で指導した内容を家庭で伝え合ったりしたことが報告され、相乗効果がみられた。

事例③ 大阪市立田島南小学校、 大阪市立田島中学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学1～6年生、中学1～3年生
- ◆内容（指導者：養護教諭、学級担任）
 - ・自他の尊重／SNSの危険性／デートDV（プライベートゾーン、心と体の距離感、情報モラル教育、デートDV 等）

◆工夫点

- ・**小中一貫教育として、小・中学校合同で全学年公開授業（保護者参観）を実施。**

◆成果

- ・保護者や地域からの信頼のもと、保護者参観を実施し、学校と保護者との間で授業の共有が図れた。
- ・公開授業では、扱いにくいテーマを含むにも関わらず、保護者から前向き・肯定的な意見を多数いただいた。

<小学校の公開授業>

学年	授業内容
1年生	たいせつなところと体～プライベートゾーン～
2年生	みんなむかしは赤ちゃんだった
3年生	子どもの権利条約って知ってる？
4年生	10歳のハローワーク～LSWの視点から～
4年生	障がい者理解教育指導案「考えようみんなの凸凹」
5年生	愛？それとも支配？～パートナーシップの視点から～
5年生	スマホについて考えよう
6年生	家庭について考えよう～結婚・子育て・親子関係～

<中学校の公開授業>

学年	授業内容
1年生	脳と心と体とわたし～思春期のトラウマとアタッチメント～
2年生	リアルデートDV～支配と依存のメカニズム～
3年生	社会の中の「親」と「子」～子ども虐待の事例から～

※令和5年度より、大阪市教育委員会の所管する小学校・中学校で全校実施。

<その他、令和5年度から全校実施に取り組む教育委員会>（性犯罪・性暴力の防止教育）

東京都（公立小・中学校、高校、特別支援学校、中等教育学校）、福岡県（公立小・中学校、高校、特別支援学校）、さいたま市（公立小・中学校）、浦安市（公立小学校）ほか

事例② 千葉市立西小中台小学校、 千葉市立有吉小学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学3・5年生
- ◆内容（指導者：外部講師、学級担任）
 - ・自他の尊重／性暴力／SNSの危険性（自分と他の人の大切なところの理解、お互いの体を守るルールの理解、嫌な気持ちになる場面での対応方法 等）



◆工夫点

- ・**外部講師（性暴力の専門家）の知見を活用して実施。**

◆成果

- ・外部講師と連携し、チーム・ティーチング形式（T1：外部講師、T2：学級担任）で実施することにより、教員が性暴力に関する指導のノウハウを吸収するとともに、児童に対して、心と体の距離感など「生命（いのち）の安全教育」について分かりやすく伝えることができた。

※令和5年度より、千葉市教育委員会の所管する小学校・中学校・高校・特別支援学校で全校実施。

事例④ 鳥取県立岩美高等学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：高校2年生
- ◆内容（指導者：人権教育担当教諭、養護教諭、学級担任）
 - ・自他の尊重／性暴力／デートDV（「自分の大切さとともに他者の大切さを認める」人権感覚の育成、デートDVの事例など性暴力についての理解 等）



◆工夫点

- ・**校内連携によるチーム・ティーチング。**（人権教育担当教諭・養護教諭がメインで指導し、学級担任が生徒のグループディスカッションを支援。）

◆成果

- ・校内の連携体制によって指導効果を高め、学習を通じて、性暴力・性犯罪に関する悩み・問題をひとりで抱え込まなくて良いとの認識や安心感などが醸成された。

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切に**にする」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを公表。
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。
- 弱い立場に置かれたことも、若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状等を踏まえ、関係府省会議により、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月）がまとめられ、パッケージの対策を着実かつ速やかに実行することとされた。

「**子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ**」
（R5.7.26 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及び子どもの性的搾取に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議決定）

I 三つの強化策の確実な実行

- 1 加害を防止する強化策
(4) 児童・生徒等への教育啓発の充実

すべての子どもたちを対象に、その発達段階に応じて、同意のない性的な行為は性暴力にあたることや、被害者は悪くないこと、被害に遭ったときには信頼できる大人や関係機関に相談できることなどを分かりやすく指導するため、子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「**生命（いのち）の安全教育**」について、**これまでの取組を加速させ、全国展開を推進する。**（後略）

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、生命（いのち）の安全教育の全国展開を図ってきたところ。

未実施校をなくし、全国展開に向けた取組を加速させるため、授業の実施を支援する動画コンテンツを作成し、全国の教育委員会等を通じて活用を促進する。

取組内容

「生命（いのち）の安全教育」に新たに取り組む**学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画**を作成し、全国の教育委員会等を通じて活用を促進する。
（既に取り組んでいる学校等においても、取組の継続的な実施のため、動画の活用を促す。）

[6百万円×1本×5対象 = 30百万円]

動画

- 発達段階（※）に応じ、指導のねらい・ポイント・配慮事項を、指導過程の中で解説した動画を作成する
（※）①幼児期、②小学校（低・中学年）、③小学校（高学年）、④中学校、⑤高校
- 各段階別の基礎的な指導内容を中心に、ワーク（ケーススタディ型のグループ活動やロールプレイなど）の進め方等を含む内容とする

授業の流れ

導入
展開
まとめ

動画化



なるほど！

教育委員会 / 学校

生命（いのち）の安全教育推進事業

令和6年度予算額（案） 250万円
（前年度予算額） 330万円



文部科学省

【事業開始年度：令和3年度】

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切に**」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを作成。
- 生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）（※）における性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」の実施が盛り込まれる。
（※）生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太2023）」

（R5.6.13 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

Ⅱ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

⑥生命（いのち）の安全教育の**全国展開の推進**

生命（いのち）を大切にし、子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、**自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。**



これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、生命（いのち）の安全教育の全国展開を図ってきたところ。
令和6年度は、これらの取組を一層加速させるため、生命（いのち）の安全教育の普及展開を図る。

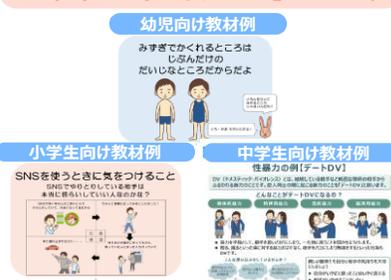
取組 普及展開事業の実施

生命（いのち）の安全教育の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村において**モデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す**教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。

取組例

- 未実施校に対するモデルプログラムやノウハウ提供による授業実施支援
- 外部人材の活用促進、域内の教育を総合的に推進するコーディネーターの設置
- 実施校同士のネットワーク構築や未実施校への普及のためのイベント開催（フォーラム、シンポジウム等）

「生命（いのち）の安全教育」の教材抜粋



事業イメージ（県単位で実施する場合）

